

有明教育芸術短期大学  
子ども教育実践研究  
第9巻

巻頭言……………有明教育芸術短期大学長 若林 彰

○論文

《研究論文》

災害時における子育て家族のケア……………小濱 哲

キャリアサポートセンターにおけるキャリア支援プログラムの実践  
～小学校教員採用選考に向けた取り組み～

……………池口洋一郎・佐越真紀子

保育内容総論の授業における新たな実践～保育とICTに着目して

……………今泉 良一

《実践報告》

2025年度実践教育研究会実施報告書……………山田麻美子

2025年度「子どもたちとともに」活動報告……………伊藤菜々子

資料

子ども教育実践研究 編集要項

子ども教育実践研究 執筆・投稿要領

子育て事業における研究等に関する行動規範

2026年3月

有明教育芸術短期大学  
子ども教育実践総合センター

## 巻 頭 言

### 子ども教育実践研究紀要 第9巻の発刊にあたって

有明教育芸術短期大学長 若林 彰

大学の使命とは何でしょうか。教育と研究——私たちはまず、この二つを思い浮かべるかもしれません。しかし、それだけで大学の役割は果たされていると言えるでしょうか。大学で生み出され、育まれた知が、地域や社会の中で生かされてこそ、大学での学びは真に意味を持つのではないのでしょうか。

大学で得られる知識は、研究によって創出され、教育を通して受け継がれていきます。そして、その知が地域や社会の課題に向き合い、実践の場で試され、さらに深められることで、初めて「生きた知」となります。研究・教育・地域・社会貢献は、それぞれが独立したものではなく、互いに結びつき、循環する関係にあります。地域・社会貢献は特別な活動ではなく、大学での学びを完成させるために欠かせない営みなのです。

現代社会において、大学は生涯学習の拠点として、地域とともに歩む存在であることが求められています。教育や保育、子育て支援といった分野において、地域が抱える課題に耳を傾け、共に考え、共に実践していくこと。その積み重ねによって、大学は地域に支えられる公共的な機関としての意義を確かなものにしていきます。

本学では、開学当初よりこの考えを大切に、「子ども教育実践総合センター」を設置してきました。15年越える歩みの中で、学生の保育実習・教育実習を支えるとともに、江東区や有明地区を中心とした地域連携活動に取り組んできました。実践の現場と大学での学びを往還するこれらの経験は、社会の皆様専門性を深めると同時に、地域と協働する大学の姿を具体的に示しています。

本年も開催された教育実践教育研究会では、地域の小学校長・副校長、幼稚園・保育園の園長の先生方から、教育・保育現場での実践や思いを伺いました。その中で、昨年語られた「生まれ変わっても、また教師になりたい」という言葉は、教育という仕事の本質を端的に示すものでした。今年の先生方からは、「教育とは未来を作る」という言葉を伺いました。教職の厳しさだけでなく、その仕事を持つ意味や価値について、改めて考えさせられました。

近年、教職をめぐるのは確かには、働き方改革の推進が示すように、多くの課題があります。しかし、子どもの成長に立ち会い、社会の未来を支える人を育てるという、この仕事ならではの意義ややりがいも、決して見過ごしてはなりません。今こそ、教育の仕事を多面的に捉え直すことが求められています。

本年度発刊される『子ども教育実践研究』第9巻には、現場に根差した実践研究が収録されています。本誌が、自身の学びを深め、将来の教育実践を考える手がかりとなることを願っています。

本誌を手にとられた皆様とともに、子ども教育の未来について考え続けていければ幸いです。



# 目 次

巻頭言……………有明教育芸術短期大学長 若林 彰

## ○論文

### 《研究論文》

災害時における子育て家族のケア……………小濱 哲 1

キャリアサポートセンターにおけるキャリア支援プログラムの実践

～小学校教員採用選考に向けた取り組み～……………池口洋一郎・佐越真紀子 13

保育内容総論の授業における新たな実践～保育とICTに着目して……………今泉 良一 25

### 《実践報告》

2025年度実践教育研究会実施報告書……………山田麻美子 31

2025年度「子どもたちとともに」活動報告……………伊藤菜々子 37

## 資料

子ども教育実践研究 編集要項

子ども教育実践研究 執筆・投稿要領

子育て事業における研究等に関する行動規範



論 文

《研究論文》



# 災害時における子育て家族のケア

小濱 哲

## Summary :

Regarding the situation of child-rearing families at the time of a disaster, we examined it based on a survey in Itako City, Ibaraki Prefecture. The rate of shelter utilization by families raising children at the time of the disaster was only 2.8%, and 64.8% of households stayed at home. Both parents and children were under high stress at the evacuation center, and the lack of food and play areas for children was an issue. In response to this, there is an urgent need to create a support system in peacetime, and legislation is progressing, but it is still not sufficient. Various improvements under the legal system have been put in place, but they are not sufficient for families raising children. It is necessary to strengthen the system in the future.

**Keywords :** Disaster, child-rearing family, secondary evacuation

## 1. ユニバーサル・ツーリズムと子育て家族

高齢者や障がいを持つ人々でも健常者と同じように観光する社会が望ましい。観光地側では、外来の観光客<sup>1</sup>に対してホスピタリティーを持って迎えるが、災害時には地域住民だけでなく観光客も安全で確実に避難させる必要がある。この場合には、車椅子を利用している人、目や耳の不自由な人、乳幼児を抱える家族、歩行が困難な人、持病（透析等）を持つ人、特定の医薬品を常時必要とする人に加えて、観光者の中には外国人も含まれる<sup>2</sup>。

これらの人々も気兼ねなく旅行ができるような観光の体制<sup>3</sup>をユニバーサル・ツーリズム<sup>4</sup>、狭義にはバリアフリー観光という。これは行動する人も移動や宿泊、飲食のサポートだけでなく、受入れられる地域の観光政策の整備と行政支援も含んでいる。特に重要なのは災害時の対応で、責任持って観光客を受け入れているならば、住民と同等の支援を行うべきである。非日常空間で非日常的体験をしている観光客は、災害時には土地勘もなく言語の壁がある場合もある。

東日本大震災の時、岩手県海岸部のある都市<sup>5</sup>の避難所に、旅行中の高齢の夫婦が避難所を訪れた際、住民でないことを理由に支援物資の供与を断られたことがある。避難所の設置者は、避難物

<sup>1</sup> 観光研究の中では「観光客」と記せず「観光者」と標記する。誰の客であるのか不明瞭なこと。客とは消費を伴うから客であり、その消費の対象と利益者もまた不明瞭となるため。

<sup>2</sup> このような人々を災害弱者とよぶ。

<sup>3</sup> 観光の体制とは「観光事業（Tourism System）」という。観光事業の概念は、観光産業と地域の観光政策、行政である。

<sup>4</sup> 1991年総合観光学会理事会、1996年International Regional Science Institution（米国地域学会）のchairmanとして筆者が提唱した概念。

<sup>5</sup> 岩手県釜石市 釜石小学校の避難所にて、筆者が災害支援中に発生した事案である。

資や場所の提供を、地元住民の住民税で賄っているため、行政サービスの対象者は地元住民であるとの見解であった。人道的にどうかという問題よりも、行財政的に地域内で批判が起こることを危惧する例である。

地元の住民に対して十分な措置を行えないなら、観光者に対しても行うことはできない。避難訓練は健常者を前提として行われることが多い。避難所においては、数日から数週間滞在することを基本として生活や飲食に関する備蓄を行っているが、必要な医療のネットワークや外国人の誘導、本国への連絡手段等、ユニバーサル・ツーリズムの観点からは不備が多い。箱根町をケーススタディーとして、災害時の観光者と外国人観光者の避難誘導、避難所での対応に関して課題を整理した<sup>6</sup>。第一義的には生命の安全を確保するために迅速に避難所に誘導するが、その後、疾病の部位、内容によって2次避難所を設け、医者・看護師・介護士などの人的配置と医療機器、医薬品などの振り分けを集中的に行い、外国からの観光者に対しては言語別に2次避難所に誘導することを提言した。

## 2. ユニバーサル・ツーリズムの視点から論じる目的

外来の観光者に対してこれらのサービスが提供できることは、常態で地域住民に対して提供可能ということである。普段から地域の人々に対応できないならば、観光者に対応することは不可能である。本論文では、東日本大震災直後の子育て家族の状況に関し、茨城県潮来市を中心とする地域に在住する女性に調査を実施している。避難所での子育て家族に対する課題と改善の方法について改めて論考する。

## 3. 調査の方法

### (1) 調査の概要

東日本大震災時の経験について茨城県潮来市に在住していた子育て家族に対して2018年にアンケート調査を行った。当時潮来市観光総合計画を提案中であり、本データは政策提言のための資料である。潮来市には道の駅が設置されているが、災害時には子育て家族専用の2次避難施設としてマザーズキャビンを提案中であった。

潮来市は2011年の東日本大震災時、釜石市や大船渡町のような甚大な被害は少なかったが、住宅地の液状化により家屋の損壊等があった他、電力の供給停止、道路の損壊など大きな災害に見舞われている。

調査の枠組みは以下の通り。

1. 対象地域	茨城県 潮来市
2. 調査の対象（母集団）	30歳以上の女性 14,323人
3. 標本の抽出方法	無作為抽出法
4. 標本数	620票
5. 回収数/回収率	有効票423票 回収率68.2% 調査の信頼係数95.0
6. 調査方法	調査票による個別面接法および留置法、郵送法の併用
7. 調査期間	2018年9月12日～12月18日
8. 調査実施体制	名桜大学大学院 小濱観光学研究室（5名）

<sup>6</sup> 筆者、神奈川県知事賞受賞論文（2010）「災害時における観光者、外国人、障害者の避難誘導方法に関する調査研究」

## (2) 調査結果

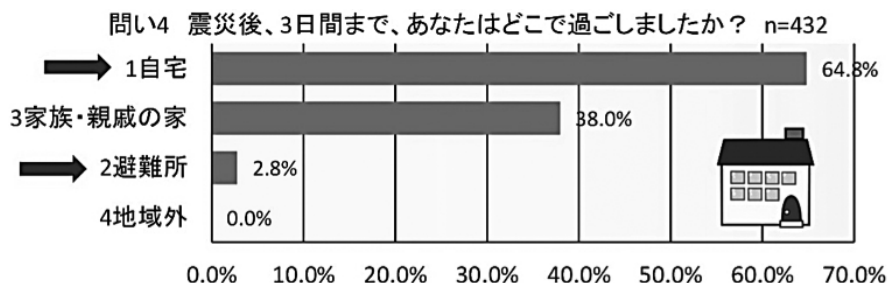
潮来市在住の30歳以上の女性（14, 323人、平成30年3月末）を母集団とするサンプル調査では、620票のサンプルに対して423票の回収があり回収率は68.2%であった。この調査における信頼係数は95.0であり、調査結果は母集団の意向を95.0%の確率で反映している。

## 4. 被災時の生活拠点

### (1) 子育て家族は避難所に行かない

現在では子育て家族への支援策が求められている。東日本大震災の時は、子どもが泣くので寒い避難所の外であやした話や、他人に迷惑がかかるので崩壊の危険があるとわかりながら自宅に戻った話があった<sup>7</sup>。子ども達が避難所の中を走り回ったり喧嘩をしたり、病んでいる被災者の迷惑なることも多かった。おむつやミルクなどは、これらが集中する避難所と欠乏する避難所があり、行政の避難所管理の稚拙さも課題であった。行政職員も被災者であり、他市町村からの救援の行政職員は地理的状況や道路状況等が不案内のためやむを得ない状況でもあった。

調査結果から示された子育て家族の避難場所に関する状況では、実際に避難所に避難した人はわずかに2.8%であり6割以上の家族が不自由な中自宅で過ごしている。



### (2) 災害拠点としての道の駅 住民だけでなく道路利用者を守る

子育て家族にとっては飲食や生活の他に、子どもの遊び場や居場所を確保することが必要である。緊迫した状況を理解できない子どもにとっては、避難所といえども日常生活空間であり、家族以外の他人に迷惑をかけることや他者への遠慮は理解が難しい。

茨城県潮来市で道の駅のバージョンアップを構想<sup>8</sup>する際に、災害時の非難場所の視点をマザーズキャビンとして取り入れた。そこでは子育てをしている家族を対象とした概念を示し、おむつの交換や授乳など周囲を気にせず行えるスペース、泣く子専用の防音パーティション設置や遊び場を必要設備として提案した。小児科に直結する遠隔医療システムと停電時の電力供給のための縦型風力発電<sup>9</sup>の設置も盛り込まれている。

<sup>7</sup> 自宅に戻った被災者には「自宅に戻れたのだから」という理由で、支援物資が配給されなかった。

<sup>8</sup> 2013年潮来市観光総合計画の中で政策提案した。

<sup>9</sup> プロペラ型でなく縦型風力発電システムは、東京駅八重洲口にも設置されている。

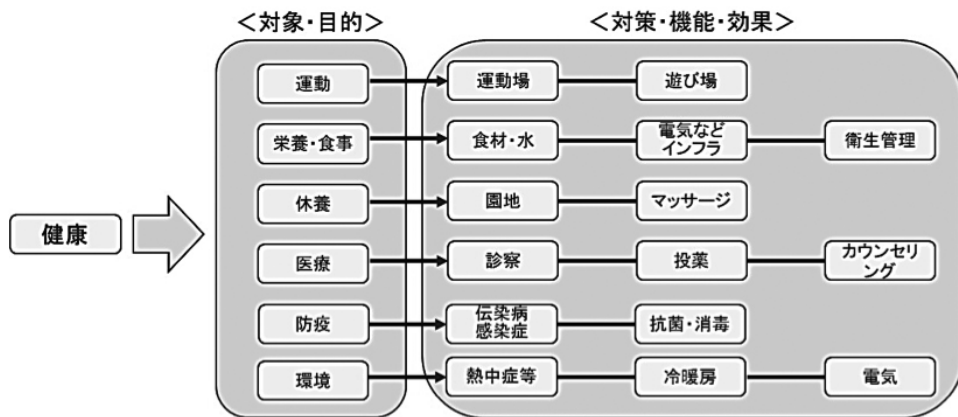
道の駅を災害時の拠点とするもうひとつの目的は、支援対象者を住民に限らないことである。自治体が設置する避難所は地域住民が対象であるが、道の駅は道路の利用者が対象となる。この考え方は、道の駅専門の新聞「ルートプレス」を発行する特定NPO法人与人と道研究会によって詳しく解説されている。道の駅は全国で1231箇所（2025年12月19日現在）あり、そのうち防災拠点としての道の駅は全国79箇所に及び順次拡大中である。

## 5. 子どものケアの方法

災害時における子育て家族に対する配慮は、介護を必要とする家族についても同じである<sup>10</sup>。

ユニバーサル・ツーリズムの考え方によって観光を振興する際には、観光地側の受入体制に注目する。地域内の移動手段（車椅子が乗車できるか、階段の手すりに点字表記があるか等）、各観光施設内の状況（車椅子や白杖で移動できるか、点字での解説があるか、色弱者に対する色彩の配色等）、飲食施設の状況（車椅子で飲食可能か、視覚障がい者のための点字メニュー、車椅子で利用できるトイレの設置等）、宿泊施設の受入態勢（部屋の入口の幅が車椅子の幅以上か、バス・トイレが車椅子対応か、ベッドの高さが適切か等）に加えて、外国からの来訪者に対し人的・施設的に対応しているかが着目点である。さらに災害時に、外国人も含めて高齢者や障がい者が安全に避難可能かどうか重要な課題となる<sup>11</sup>。

避難所における子どもの健康を考える時「運動」「栄養」「休養」の健康の三大要素<sup>12</sup>に加えて「医療」「防疫」といった医学・薬学的要素と、当該家族が置かれている空間的「環境」がある。これらを細分化すると下図のように示される。



### (1) 親としてのストレス

自由記述のアンケートからは以下のような意見があった。

- 自身が妊婦だったため、周囲に気を遣わせてしまった。自身はお腹の子供をどうやって守っていくのかわからず、誰にも相談できなかった。

<sup>10</sup> 本論文では触れない。

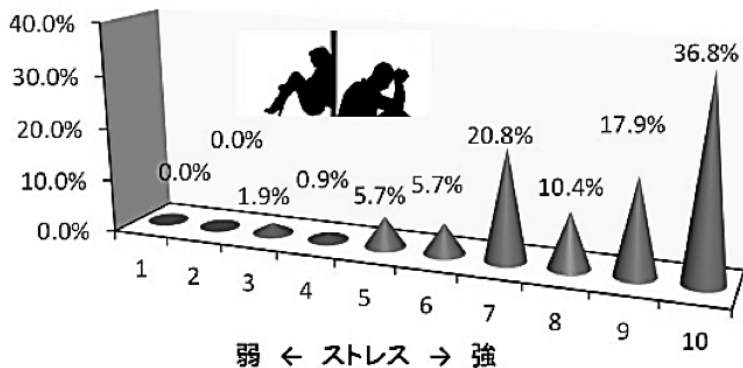
<sup>11</sup> 「逃げるバリアフリー」という名称を用いる。沖縄県で実施している。

<sup>12</sup> 出口宝、小濱哲（2005）、Health Claim Tourism(健康効用型観光)のあり方に関する研究の中で健康の三要素について触れている。

- 津波の被害や身内を亡くした方や家を無くした方がいることを思えば自分は恵まれていると思いつつも、震災直後は鎖骨周辺の痛みや耳鳴りがひどかったりと、本当は不安やストレスをたくさん抱えていたんだと、その後思ったりしている。

アンケートの中でストレスと感じた強さについて10段階で訊ねたところ、98%の回答者が程度5以上のストレスを感じており、特に程度9以上の強いストレスを感じていた人は全体の54.7%と半数以上に達した。震災後の避難所生活の中で、日常とは異なった気の遣い方等はあるが、子育て家族特有のストレス要因がある。アンケートによれば「元の生活に戻れるか」の他に「子どもの健康(42.9%)」や「学校や保育所に行けないこと(11.4%)」、わずかであるが「子どもがいじめられないかとの不安(2.9%)」が要因としてあげられた。「子どもの健康」は「家族の健康(50.5%)」や「感染症や伝染病への対策(47.9%)」の項目とは別に特に起こしている項目であるにもかかわらず、子育て家族では子どもが心配事の中心となっていることがわかる。対応としては、医療体制の支援と復旧であり、公的医療機関や製剤薬局の普及が必要と読み取れる。

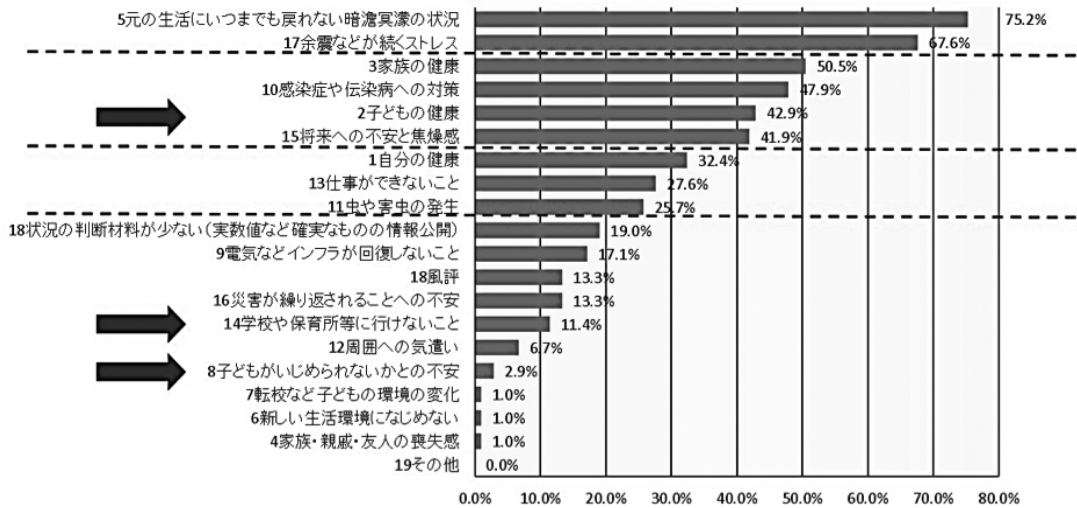
#### 問い8 被災後のあなたはストレスを、どの程度感じましたか？ n=424



「学校や保育所に行けないこと」は、行政や教育委員会に対応が求められる項目である。単に組織的な回復だけでなく、物理的に教育や保育を行う施設と場所の問題がある。行政として地域全体の復興の優先順位を定める際に、教育と保育の優先順位を高めることが子育て家族に対するケアとなる。

「いじめ」については深くヒアリングすることができなかった。またそのような事例が存在したのかも不明である。親の中には子どもの精神的な負担の中に、子ども社会における排除性や偏見、自己優位性の主張等があると認識する人々が存在するということである。実際に「いじめ」が発生する社会的要因や心理的要因と、災害時の特異性（ゆがみ）に関して調査研究を行うことが求められる。

問い9 その原因は主に何ですか？ n=420

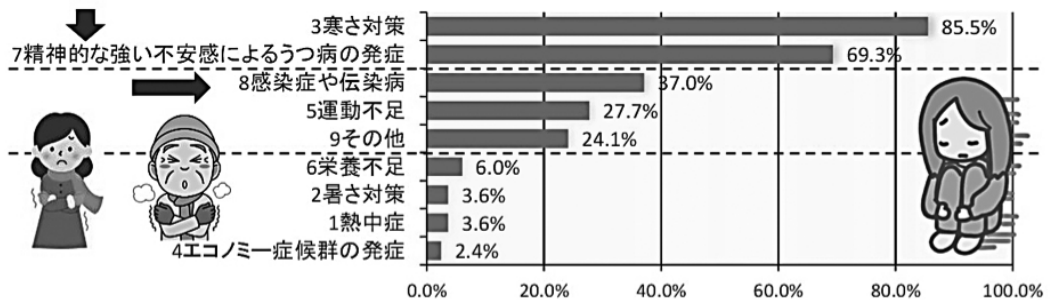


(2) ストレスの要因

ストレスの要因としての健康に関して、さらに具体的な要因に関しての問いでは「寒さ対策(85.5%)」が最も多かった。震災発生の時期は、春先とはいえ北関東では冬の終わりで、しかも天候も雪の地域もあり寒さに対する対応が求められた。続いて「精神的な強い不安感によるうつ病の発症(69.3%)」があげられた。不安感による強いストレスはうつになる可能性が高く、実際に通院したり投薬を受ける被災者もいた。3番目には「感染症や伝染病(37.0%)」があり、ストレスの要因として上位にあげられている項目が、ここでも繰り返されている。寒さ対策は避難所を運営する行政に委ねられているため、毛布や銀幕シートなどを常備することや電気のない中での暖房の確保が十分に行われていたかの検証と対応機材と備蓄量の検討が必要である。

うつ病と感染症、伝染病は医療の問題である。うつに関しては、子どものケアも含めてカウンセラーの積極的な導入と配置の他、避難所社会をどのように捉え、相互調和をはかっていくかの運営上の技量が行政に求められている。これは観光でも同様で、小さな社会に異なった文化や習慣を持つ人々が混入した際に、地域としてどのように調和をはかるかの問題と同様である。

問い10 自分や家族の健康状態で心配だったことは何ですか？ n=332



## 6. 子どものストレスと遊び場

被災しながらも生活が落ち着いてきた3日後（72時間後）からの状況で心配であり続けたことは、子どもを含めた「家族の健康（63.7%）」や「医療 感染症や伝染病（62.0%）」が上位を占める。子どもの遊び場に関しては27.8%の人が心配であると答えており、全体の約3割の人が子どものストレスについて悩んでいたことがわかる。

子どもの遊び場に関しては次のような意見があった。

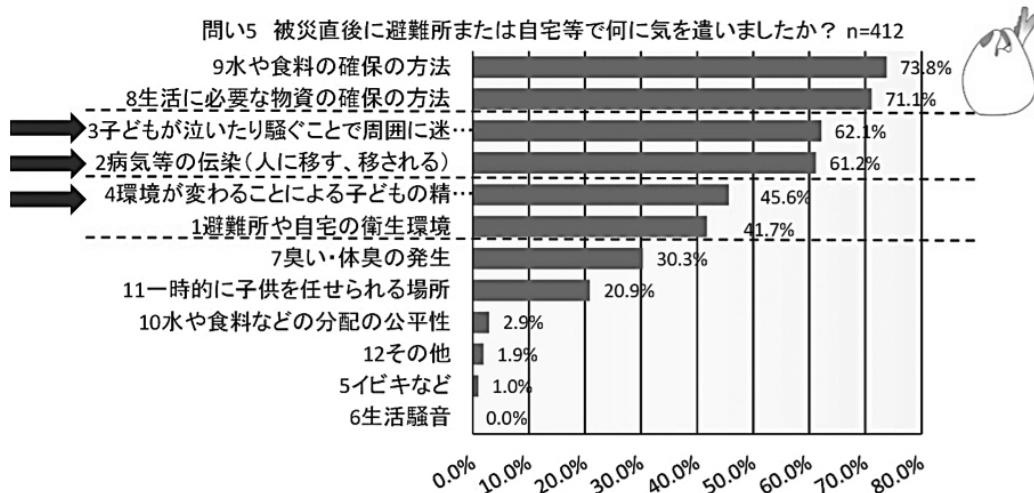
- 小学校、中学校が休校になったので、仕事が休みにならないから学校に行けない状態で留守番させていた。こういう時に学校に行かせてもらえないのだろうか。
- 大人達は片付けや生活の確保で忙しくしているが、子供には関係ない(理解できない)。しかし不安感子供にも伝わっている。子供のストレスのためにも、こんな時こそ子供の遊び場を確保して欲しい。
- 原発の被害状態がどれほどのものか心配。子供を外で遊ばせても、安全なのかがすごく心配でした。

自分たちの職場では仕事が再開されたが、学校の開校が遅くなり子どもを家に置いて行かざるを得ない状況だと述べている。余震が続いた時期でもあり、再び大きな揺れが来た際の心配もある。

### (1) 避難所での子どもへの気遣い

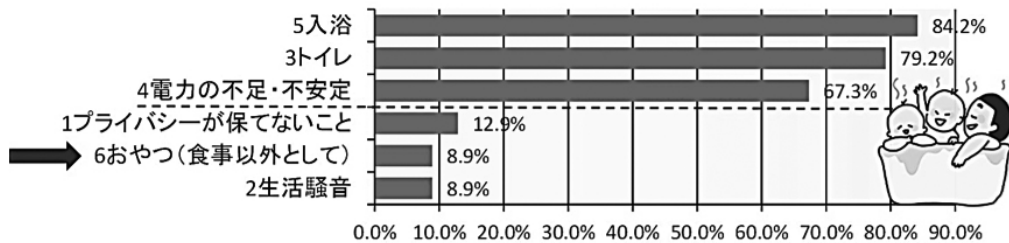
被災直後に気を遣った項目では、水や食料（73.8%）、必要物資の確保（71.1%）に次いで子どもに関連する項目が挙げられた。

ストレスの要因となっている「子どもが泣いたり騒ぐことで周囲に迷惑をかけること（62.2%）」「病気等の伝染（61.2%）」が上位に並び全体の6割以上の人々がこれらを感じている。次いで「環境が変わることによる子どもの精神に影響が出る（45.6%）」があげられ、子ども自体に対する心配と同時に周囲への配慮が負担になっている現状が示された。



水や食料以外で求められたものは「入浴」「トイレ」「電力」が上位を占めたが、「おやつ（8.9%）」に困ったとする人も1割弱いた。緊急の避難時におやつが必要かどうかを問題視する避難所管理者もいたが、子どもの気を紛らわせたり落ち着かせたりするためには必要と思われる。これは大人の要求ではなく子どもの要求だからである。誰の言うことを持って地域の要望かとする場合、子育て政策が重要政策というならば、子どもの要求も当然受け入れるべきである。

問い8 水や食料以外で生活するのに困ったことはなんですか？ n=404



(2) 困ったことの変化

震災直後から3日目（72時間後）までで困ったのは「電気」「暖房設備」「医薬品」であり、3日目以降では、同じく「電気」「ガス」「医薬品」であった。被害状況から電気は3日間では普及せず、医薬品も必要な人に必要な医薬品を届けるシステムがなかったために不十分であったことがわかる。ガスは生活が落ち着いてきて、自炊等を行うためにガスの必要性が高まったと考えられる。

震災後3日まで	3日後以降
1電気 79.8%	1電気 80.8%
13暖房設備 46.0%	2ガス 35.9%
3医薬品 37.9%	3医薬品 21.8%
5携帯電話の充電設備 35.4%	5携帯電話の充電設備 17.9%
2ガス 32.3%	6子どもの食事関係 12.8%
7子どものおむつなど 26.3%	7子どものおむつなど 12.8%
16除菌のできるウェットティッシュ(水の節約の対応) 25.3%	8遊具 3.8%
15女性用生理用品 24.2%	13暖房設備 3.8%
6子どもの食事関係 20.2%	14防寒用品(ホッカイロなど) 3.8%
9衣料品(暖かい衣料品)等 19.2%	15その他 3.8%
14防寒用品(ホッカイロなど) 7.1%	10寝具(毛布など) 1.3%
17その他 6.1%	4TV、ラジオなど情報を得る機器 0.0%
4TV、ラジオなど情報を得る機器 3.0%	9衣料品(暖かい衣料品)等 0.0%
11介護に関連する消耗品(大人用おむつ等) 3.0%	11介護に関連する消耗品(大人用おむつ等) 0.0%
8遊具 2.0%	12靴(長靴等) 0.0%
10寝具(毛布など) 2.0%	
12靴(長靴等) 0.0%	

暖房設備に関しては、早急な対応ができていたと考えられ、3日目以降では8番目の項目に下がっている。子どもへの対応に関しては「おむつ」は相変わらず要望順位が高い。おむつに関しては下記のような意見もあった。

- 1人目を産んで子育ての知識も薄い状況でとても不安でした。オムツミルクを産婦人科に求める方もいたらしく、産科の先生も、産婦人科には入院分しかないので困ったと話されていたのが印象的でした。

- 上の子を産んで2か月だったのでミルク、オムツが品薄だったのが不安でした。

3日後からは「子どもの食事」の順位が高くなってきた（9位→5位）ことが注目される。災害時の食事は基本的に大人が食べることを前提としており、子どもへの配慮がない。アレルギーの表記はあるものの、アレルゲンのない食品は数が少なく対応が行き届いているとはいえない。ユニバーサル・ツーリズムの観点からは、ビーガンやベジタリアン、ムスリムやヒンズーに対応する食材提供も不十分といえる。目的や対応別の2次避難所が求められる所以でもある。遊具に関しては15位から7位になっている。

## 7. 災害時の子育て家族への対応

子育て家族の避難所の利用は調査によれば、わずかに2.8%であった。災害時に、子育て家族にとって避難所は利用しにくいことがわかり、理由も分析してきた。その対応として必要なのは、体制づくりと法整備、財政的側面の見直しと考えられる。

### (1) 体制づくり

災害時に子育て家族を守っていくためには体制づくりが必要である。災害救助法など災害関連法にはいくつかの条項がみられるが、各自治体で組織化されているかどうかは不明である。行政に頼らずNPOなどの組織や通して連絡網を築いていくのもひとつの方法である。

- 保育士、幼稚園教諭とその経験者の組織化（人手不足）

現地の保育士や幼稚園教諭は被災している可能性が高い。各自治体では災害時に応援を頼む自治体と提携しているが、行政業務だけでなく子ども達の保護と教育の継続に関しても内容を膨らませる必要がある。

- 子どもに必要な支援物資の受入態勢づくり（子ども用支援物資）と適切な配分

多くの場合救援物資は数カ所に集約される。被災地の混乱した状況では、受入も避難所への送り出しも系統立てての管理は難しい。製造業では在庫管理は当たり前の業務として日常行われているが、災害支援物資を扱う人達はそのような訓練を受けていない。電力が供給されずPCも動かない状況で、備蓄品の搬入と送り出しの管理を手作業で行うことになる。

支援物資の中で、子供用に必要な物資や高齢者、障がい者が求める物資を選別して別保管し管理することが望ましい。

- 全国の災害支援NPOとの連絡網（ネットワーク構築）

高齢者と障がい者支援のためのNPOのネットワークには「バリアフリーネットワーク会議」があり、沖縄を拠点として関西では神戸、関東では東京と鎌倉、東北と北海道では札幌と結んでいる。それぞれの地域の空港にバリアフリーツアーセンターが設けられ、情報もここに集約される。

一方子ども達の支援に関しては、障がいを持った子ども達はバリアフリーネットワーク会議でコントロールされるが、健常な子ども達と乳幼児に関しては情報ネットワークが未整備である。また子育て家族の親たちのうつ対策やストレスに関しては、個別に医療機関等で対応しているが、子どもと共に総合的にケアする方策に関しては手つかずの状況となっている。行政とは別のシステムで、民間主導の情報ネットワーク構築が待たれる。

- 観光者と外国人への対応

地域住民ではない観光者に対しては対応する法制度はない。今後も増加することが見込まれる外国からの来訪者に関しても同様である。

観光者に対しては、居住地に帰るまでの避難場所の提供と、帰るための情報提供が必要で、公的に設置される避難所ではなく道の駅など利用者を地域住民に限定しない施設で収容することとなる。道の駅の機能の中には情報拠点があり、地元情報を発信するだけでなく道路の状況や鉄道・空路の情報を集約することに役立てることが考えられる。

外国からの来訪者に対しては、大使館への連絡方法を確保すること<sup>13</sup>と、行政的な支援が必要である。

## (2) 法整備の状況

災害時の対応としては、災害発生時と応急期に適用される災害救助法（1950年）とその後の生活再建のための被災者生活再建支援法（1998年）がある。2025年の通常国会時に福祉部門が追加され、要配慮者に対する福祉的支援が盛り込まれた。この中に高齢者、障がい者と乳幼児が含まれている。

### ● 国際的な状況

国連のユニセフでは「東日本大震災子ども支援・子育て支援情報」として、災害時の子どもの遊び場についてのコメントがある。この中では親や教育者が責任を持って安全が確保された公園や学校施設を積極的に利用するとされている。それ以上の具体的な方策は提言されていない。

### ● わが国の状況

災害時の子どもの扱いに関しては復興庁とこども家庭庁が対応する。災害救助法に関連して復興庁では子ども被災者支援法ならびに関連施策が用意されている。具体的には、保育所などの児童福祉施設の設備整備や復旧支援策があり助成金も出される。子ども元気復活交付金は、子育て家族が被災地に帰還し定住するために子どもの生活環境を整備していくことを目的としている。交付金関連では被災者支援総合交付金を用いて、行政ばかりでなくNPOも含めて子ども達の健康や生活を支援したり、学習や子ども達のコミュニティーを復興することに活用できる。

さらに被災した子ども達の心のケアについても触れられており、国として子ども達のケアを法的に阻害しない体制はとっている。これらの法整備が十分に周知され活かされているかは別問題となる。

## (3) 財政的側面

### ● 自治体職員の働き方

災害時に人々の頼りになるのは行政であるが、ここで働く人々も被災者である。多くの情報が寄せられ、その整理に追われ指示も出さなくてはならない。救援に向かう必要も出てくる。始業時間も就業時間もなく残業も休日出勤も考えている場合ではない。災害救助法によれば、こういった状況での公務員の時間外労働に対する費用の弁済はないと規定されている。パニックに陥っている現場に対して労基法などを適用しようとする施策はあまりに機械的である。被災した自治体には国からの費用補填が明記されているが、職員の働きに関しては別途条項が必要と思われる。

---

<sup>13</sup> 阪神・淡路大震災（1995年）の際、筆者は神戸三宮駅の日本赤十字社のテント横に外国籍専用の相談所を設置し、被災状況や生死情報を集約して一旦琉球大学計算センターに送り、そこから各国大使館にインターネットを用いて連絡するとともに英語で公開した。

## ● バリアフリー化と子どもの行動範囲

2025年に改定された災害救助法では、避難所等のバリアフリー化にかかる費用負担が認められており、高齢者や障がい者にとっては避難所の居住性が改善された。一方で子どもの遊び場やケアに関しては、ユニセフからの提言があるものの整備も財政的制度も追いついていない。災害救助法の更なる改定が待たれる。

災害時の混乱した状況の中で、子どもを持つ親は子どもの生活環境が変化しないように、また他人に迷惑をかけないように、自分の生活利便性を犠牲にしても自宅に留まっている。気温が低く余震も続く中で危険な行動であるが、社会には子育て家族にそのような行動を強いている課題がある。災害救助に関する制度は順次整備されているが、親と子どもの精神的ケアについては追いついていない。政策課題として取り上げられることも少ない。実際の救援に関しても、要配慮者への支援は改善されつつあるが、行政ではなく民間のNPOに頼る側面も大きい。社会に対して繰り返し問題を提起し続ける活動が必要と考える。

## 【引用・参考文献】

- ・荒木 尚志、森田 宏樹他（2025）、六法全書、有斐閣
- ・池田 央（1971）、行動科学の方法、東大出版会
- ・池田 央（1973）、テスト2、心理学研究法8、東大出版会
- ・国土交通省（2020）、道の駅第3ステージについて、  
[www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/michi-no-eki\\_third-stage/pdf01/05.pdf](http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/michi-no-eki_third-stage/pdf01/05.pdf)
- ・小谷 達夫（1994）、観光事業論、学文社
- ・小濱 哲（2010）、災害時における観光者、外国人、障害者の避難誘導方法に関する調査研究、神奈川県知事賞受賞、神奈川県
- ・小濱 哲（2013）、潮来市観光総合計画、潮来市
- ・鈴木 忠義（1984）、現代観光論、有斐閣
- ・清水 裕士（2016）、フリーの統計分析ソフトHAD：機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究、1、pp59-73
- ・清水 冬樹（2022）、子ども参加からみた国の復興における子どもへの支援に関する研究、東北福祉大学研究紀要、第46巻 pp17-34
- ・出口 宝、小濱 哲（2005）、Health Claim Tourism（健康効用型観光）のあり方に関する研究、総合観光学会第9回全国学術研究大会pp19-20
- ・特定NPO法人 人と道、ルートプレス、60号-70号
- ・UNICEF（United Nations）日本ユニセフ協会（2011）、東日本大震災子ども支援・子育て支援情報、東日本大震災緊急・復興支援、<https://www.unicef.or.jp/kinkyu/japan/activity/protection.html>



# キャリアサポートセンターにおけるキャリア支援プログラムの実践

## ～小学校教員採用選考に向けた取り組み～

池口洋一郎 佐越真紀子

### 要約：

本稿は、本学キャリアサポートセンターにおける小学校教員志望学生へのキャリア支援の取り組みとその成果・課題をまとめたものである。近年、東京都小学校教員採用選考の倍率は低水準で推移しており、合格自体は比較的容易な状況にあるが、一方、就業先と卒業生へのアンケート調査の結果からは、「専門性」と「人間関係形成力」が現場で強く求められており、若手教員自身も困難を感じている実態が明らかとなった。

これを受け、キャリアサポートセンターでは、単なる試験対策にとどまらず、教員としての実践力育成を重視したキャリア支援プログラムを令和7年度に改訂した。

新プログラムは、1年次からの体系的支援として「夢リア（夢Realize）」「筆記・論作文・面接対策」「実践力向上に向けた取り組み（以下、実践力向上プログラム）」「個人学習」を柱に構成され、大学の授業とも連動して展開していった。特に新設された「実践力向上プログラム」では、学級経営や保護者対応、問題行動への対応など、現場を想定した具体的課題を扱い、保育や教育の経験者からの助言や学生同士の協議を通して学び合う機会を設けた。また、大学3年生前倒し選考（以下、前倒し選考）に対応した教職教養学習、段階的な論作文・面接指導も実施した。これらの取り組みにより、学生の理解や意欲の向上、学び合いの深化が見られた一方、学習指導要領全体の理解不足などの課題も残された。今後はこれらの課題を踏まえ、より実践的で持続可能なキャリア支援プログラムへの改善が求められる。

**キーワード：**キャリア支援プログラム、夢リア、実践力向上プログラム

## I はじめに

キャリアサポートセンターでは、就職活動や進学をはじめ、卒業後のキャリアに関する様々な支援を行っている。情報提供や個別相談、就職試験のための学習会、セミナーなど、学生や卒業生のニーズに合わせた取り組みを体系的かつ計画的に展開している。その中の取り組みとして、小学校教員を目指す学生への支援について本稿でまとめていく。

まず、東京都小学校教員採用選考の受験倍率について述べると、令和4年度（採用年度、以下同様）2.3倍、令和5年度 1.4倍、令和6年度 1.1倍、令和7年度 1.2倍、令和8年度 1.2倍となり、微増傾向を示している。他の校種と比較すると依然として低い倍率を維持しており、小学校教員採用選考は合格が比較的容易な状況が続いている。倍率低下の主な要因は、団塊世代の大量退職に伴う新規採用の増加、働き方に関する世間のブラックなイメージが強く表れていた背景もあると考えられる。

ただし、退職者数のピークが過ぎたこと、出生数の低下により、今後は倍率上昇が予想されてい

る。キャリアサポートセンターとしては、合格するための学びだけではなく、学び合いから得る力、実践的な対応力などを含め、教員としての力を学生に身に付けさせたいと考えている。

また、本学が令和7年度に実施した就業先と卒業生へのアンケート調査からは次のような結果がわかった。就業先である小学校に対して「小学校の若手教員（1～5年目）に求める力」についての調査を行ったところ、本学が提示した12項目の中から上位5項目の回答を求めた質問では、「教科指導力」と「教育相談・人間関係形成力」の回答が多くあがった。一方、小学校に就職した卒業生への質問で「現在、困っていること」を調査したところ、「専門性」に関する回答が一番多く、次いで「人間関係」という結果となった。

上記の二つの結果から、就業先が求める力と卒業生が困っていることが一致していることがわかった。このことから、キャリア支援プログラムには「専門性」と「人間関係形成力」の育成が必要であり大学の授業と連動して取り組むこととした。

## Ⅱ 研究の背景と目的

### 1. 研究の目的

本学キャリアサポートセンターにおいて実践しているキャリア支援プログラム（令和7年3月に改訂）における小学校教員を目指す学生への支援の実践結果をまとめ、その課題を検討し、次年度以降のキャリア支援プログラムの改善に活かすことを目的とする。

### 2. 研究方法

令和7年1月から令和7年12月までの期間、キャリアサポートセンターにおいて取り組んできた小学校教員を目指す学生への支援についての実践例をまとめ、その状況報告をするとともに、今後の課題について考察する。

## Ⅲ 本学キャリアサポートセンターにおけるキャリア支援プログラムについて

令和7年3月、本学学長との打ち合わせにおいて、キャリア支援プログラムの一部を見直し、図1の内容に改め、実施していくこととした。

その背景として、①教育機関が社会において学生の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることが求められている中、本学においても、その社会の要請に応えるため、学生が自分自身の将来について主体的に考え、形作る必要があること。②前年度までの取り組みの中での課題として、夢リア（後述）という概念やそのあるべき形態、学習会や集中講座および個人学習との関連を明確にする必要があること。それらを教職員と学生が十分理解した上で取り組む必要があったため見直しを行った。

そこで確認されたのは、「実践力向上プログラムの追加」および「キャリア支援プログラムの全体像の見直し」の2点である。

### 1. 実践力向上プログラムの追加について

公私立を問わず、保育者・教員として子どもたちの前に立った時に必要な考え方や具体的な対応方法について、保育・教育の現場経験者と学生同士で学び合い、卒業後に安心して現場に向き合えることを目的とし、実践力向上プログラムを実施することとした。

実践力向上プログラムでは、保護者対応、問題行動等の対応の在り方、学級経営における様々な

準備や取り組み（時間割作成、座席・グループ作り）等、学生が将来、子どもたちの前に立った時にどのように対応すればよいのか不安に感じていることを取り上げて、学生同士で協議した意見や考え方に現場経験のある教職員が助言した。

図1にもあるように、1年次から3年次にかけて、筆記試験（教職教養）対策、論作文対策、面接指導などの試験対策から実践力向上プログラムを経て、「夢、あこがれ」から「実践的学び、やりがい」へ繋げていくものである。

## 2. キャリア支援プログラムの全体像の見直しについて

より実践的な内容を学べるようにするため、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を目指す学生に必修科目とする3年次の「保育実践演習」および「教職実践演習」がある。この講義は、これまで学習してきた保育者・教員としての知識・技能・実践的能力がどのように身に付いてきたかの最終確認をねらいとしている。

保育者・教員を目指す上で、自分にとって何が課題であるのかを探り出し、習得している能力をさらに伸ばし、不足している知識・技能を再学習して身に付けることを目標としている。授業形態としては、講義、グループ討議、事例研究発表、模擬授業などである。具体的な内容として、教師力向上、保護者対応、保幼小の接続、指導要録の取り扱いなどがあげられる。

上記の内容の充実とさらに3年次の10月から12月に実施した実践力向上プログラムにおいて、実践的な内容を学んでいくことが追加された。そこでは、保育実践演習と教職実践演習の内容と実践力向上プログラムの内容を適切に関連付けて実施すること、および夢リア、学習会、個人学習との関連も見直した。

### <キャリア支援プログラム>

教育機関が社会において、「学生の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる」ことを求められている中、本学においても、その社会の要請に応えるため、学生が自分自身の将来について主体的に考え、形作るための機会を設けており、1年次からプログラムを展開している。

**①夢リア** + **②筆記試験・論作文・面接対策学習会** + **③実践力向上** + **④個人学習**



図2 夢リア（夢Realize）

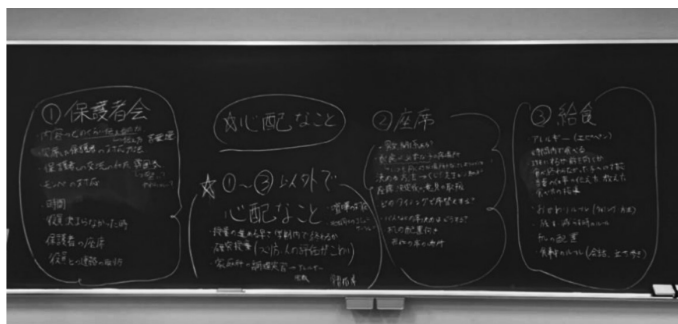


② 筆記試験・論作文・面接試験学習会

教職員による採用選考対策の学習会であり、講義の空き時間や春休み・夏休みの期間等に集中して学習する。

③ 実践力向上プログラム \*令和7年度から新規実施

保育者・教員として子どもたちの前に立った時に必要な考え方や具体的な対応方法について、保育・教育の現場経験者と学生同士で学び合い、卒業後に安心して現場に向き合えることを目的にした取り組みである。



「実践力向上プログラムでの板書」

④ 個人学習

自分のペースで学習を進める中で、疑問点などがある際はキャリアサポートセンターへ質問に行ったり、「毎週〇曜日〇限」のように時間を設定して指導を受けたりすることも可能である。

#### Ⅳ 小学校教諭を目指す学生への支援の実践報告

各自治体において卒業年次の1年前に小学校教員採用選考の前倒し選考（本学では2年生）が実施されており、教員の確保に対して早めの対策をとる自治体が増えている。学生にとっては本選考の1年前の対策となるが、東京都の採用選考においては前倒し選考を通過しておく、最終年度の選考が第一次選考の論文と第二次選考の面接のみとなり試験対策に取り組み易くなっている。

##### ○東京都の「大学3年前倒し選考」について

第一次選考の教職教養と専門教養のみを前倒して受験できる選考方法です。

教職教養、専門教養の点数で一定の基準を満たした者を「選考通過者」として、他の選考区分の第一次選考合格発表と同日に発表します。選考通過者は、令和8年度の採用選考を受験する際に、第一次選考の教職教養と専門教養が免除されます（教職教養又は専門教養いずれか一方のみの免除はありません）。

なお、令和8年度受験をする際は、改めて令和8年度の採用選考に「3年前倒し通過者選考」において同じ校種等・教科（科目等）で申し込む必要があります。

「東京都教育委員会ホームページより抜粋」

この前倒し選考を念頭におき、本学においては1年次の後半から対策が必要になる。以下、時系列で実施した内容とその状況をまとめる。

##### a. 1月 「教職教養・専門教養（小学校全科）について」（1年生）

令和7年度に実施された各自治体の小学校教員採用選考における前倒し選考の受験対策として、2月から3月に「教職教養集中学習会」を実施したが、その前段階として教職教養と専門教養の試験内容についての学習会を実施した。

##### b. 2月から3月 「前倒し選考に向けた教職教養集中学習会」（1年生）

この教職教養集中学習会は、東京都を中心に全国の小学校教員採用選考における前倒し選考を受験予定の1年生を対象にしたものである。教職教養に関する内容を、過去問から出題傾向を系統立てて、5名の教職員で分担した。



表1 「前倒し選考に向けた教職教養集中学習会」

	日 時	学 習 内 容
第1回	2/4 (火) 9:30-11:00	・出題傾向について、学習の仕方 ・日本国憲法、教育基本法（その他）
第2回	2/4 (火) 11:10-12:30	・教職員の身分と義務（服務規程） ・休業日等、法定表簿
第3回	2/18 (火) 9:30-11:00	・教員の職務（仕事内容） ・就学制度
第4回	2/18 (火) 11:10-12:30	・児童虐待の防止等に関する法律 ・学校保健安全法
第5回	2/25 (火) 9:30-11:00	・研修、任用、学校の設置 ・教科用図書、教育委員会のしくみ
第6回	2/25 (火) 11:10-12:30	・懲戒、性行不良による出席停止 その他 学校に関すること
第7回	3/4 (火) 9:30-11:00	・生徒指導提要 ①
第8回	3/4 (火) 11:10-12:30	・生徒指導提要 ② ・不登校、いじめ関連、教育相談
第9回	3/11 (火) 9:30-11:00	・日本教育史、学習指導要領の変遷 他
第10回	3/11 (火) 11:10-12:30	・西洋教育史
第11回	3/18 (火) 9:30-11:00	・発達理論、教育心理、学習方法、様々な心理検査 ①
第12回	3/18 (火) 11:10-12:30	・発達理論、教育心理、学習方法、様々な心理検査 ②
第13回	3/25 (火) 9:30-11:00	・教育時事、教育動向 ① ・特別支援教育、人権教育
第14回	3/25 (火) 11:10-12:30	・教育時事、教育動向 ② ・総合問題

学生にとっては1年次の春休み中の取り組みとなった。教職教養で過去に出題された問題の解き方を教職員とともに考えたり、自分たちで調べて発表したりする学びもあった。

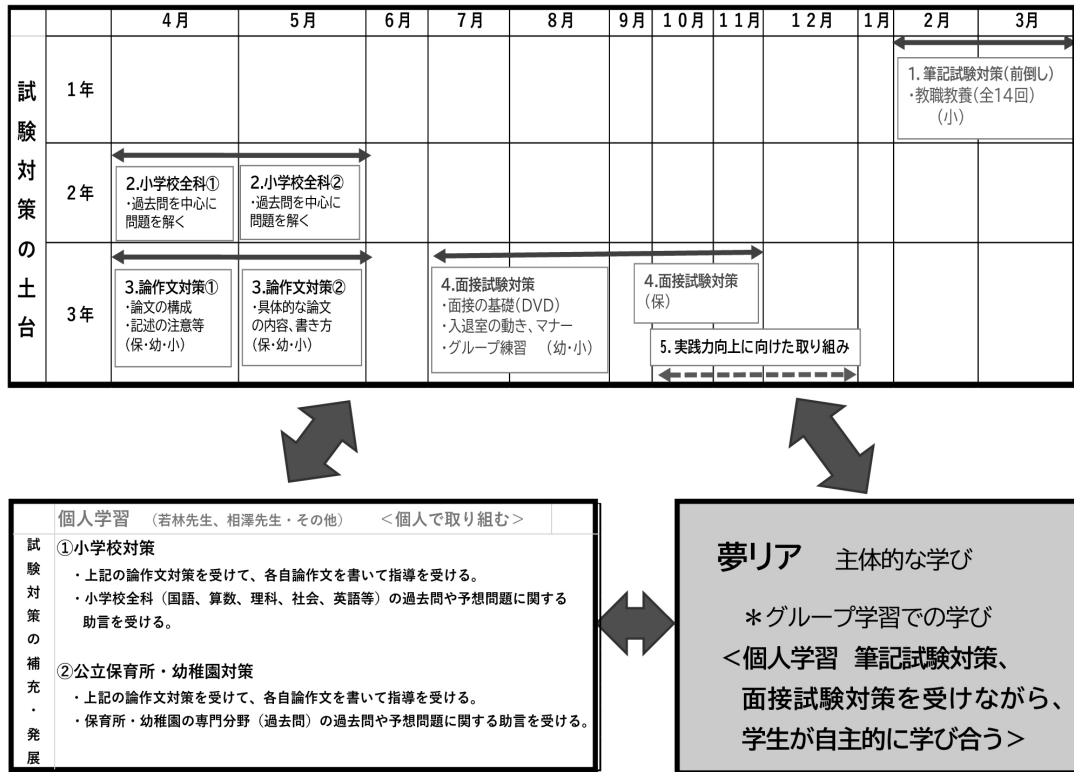
学生たちは、過去問を個人や友人と解き合うなどしながら、この集中学習会に参加し、教職教養に関する学び方への意識を高めていった。

#### c. 4月から5月 「論作文学習会」（3年生）、「小学校全科学習会」（2年生）

筆記試験対策、論作文対策を全体学習会で指導した後、個人学習や夢リアでの学びに繋げていった。

図3は、4月の夢リア全体会で2・3年生に対して今後のキャリア支援プログラムのスケジュールを説明したものである。対象は保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生である。

図3 キャリア支援プログラムの年間スケジュール



<論作文学習会(3年生)>

第1回 4月23日

第一次選考で実施される論作文対策として、論作文の構成や記述の注意点などについて講義した。

第2回 5月21日

第1回の学習会を受けて、具体的なテーマを示し、実際に論文を書いてみるという実践を行った。

この第2回の時間だけでは書き切れないため、その後、7月の第二次選考前までに夢リア担当の教職員がグループごとに添削・指導を行った。

<小学校全科学習会(2年生)>

第1回 4月23日、 第2回 5月21日

教職員と小学校全科の内容を協議し、理解できない内容、解き方などを学び合った。学生が教職員に質問していた内容は、算数・数学に関する内容が多かった。

d. 7月から8月 「夏期集中面接学習会」(3年生)

今年度は展開上の工夫を取り入れた。知識や理解が不足している状況で模擬面接を始めても学生は回答できず不安になることが多いため、大きく4期に分けて目標を決めた。

第1期 7月23日から7月29日

オリエンテーション、面接票の作成、DVDの視聴などを行った。

第2期 7月30日から8月1日

面接資料に基づき、質問される頻度の高い内容について学生同士で意見を出し合いながら協議し、担当教職員からの助言を受け、面接に対して必要な学びを深めた。

具体的には、学習指導と生徒指導で大切にしたいこと、保護者・地域の方々への対応の工夫、組織で対応することなどについて協議した。

第3期 8月5日から8月8日

第2期で深めた知識・理解をもとに、実践的な面接練習を取り入れた。1グループ5人程度の少人数に分かれ教職員と練習を行った。学生も面接者・第三者として観察や助言をするなど役割と目的を明確にして実践した。

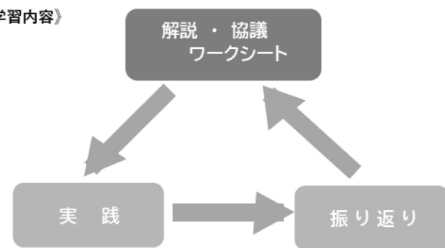
第4期 8月12日から8月14日

第3期で回答に困ったり、理解できていなかったりした内容を再度検討する時間を1日取り入れ、グループ内で回答の内容や方法などを確かめた。その後の2日間は最終的な実践練習を行った。

図4 令和7年度 採用選考対策 夏期集中学習会

日にち	時間	内容
7/23 (水)	16:20 ~17:20	オリエンテーション
7/18 (金)		一次選考合格発表 (沖縄)
7/25 (金)		一次選考合格発表 (千葉・埼玉・川崎)
7/24~7/29	随時	面接票作成 (各自)
7/30 (水)		面接攻略① (解説・協議・ワークシート)
7/31 (木)	10:30 ~12:30	面接攻略② (解説・協議・ワークシート)
8/1 (金)		面接攻略③ (解説・協議・ワークシート)
8/5 (火)		一次選考合格発表 (東京)
8/5 (火)	10:30 ~12:30	個人面接① 集団討論① 面接票添削①
8/6 (水)	10:30 ~12:30	個人面接② 集団討論② 面接票添削②
8/7~20		二次選考 (川崎 [個人・場面])
8/7 (木)	10:30 ~12:30	個人面接③ 集団討論③ 面接票添削③
8/8 (金)	10:30 ~12:30	個人面接④ 集団討論④ 面接票添削④
8/9・10		二次選考 (埼玉 [集団]・沖縄 [個人])
8/12 (火)		面接攻略④ (場面指導)
8/13 (水)	10:30 ~12:30	個人面接⑤ 面接票添削⑤
8/14 (木)		個人面接⑥ 面接票添削⑥
8/16~18		二次選考 (東京)
8/22~24		二次選考 (千葉)
8/31 (日)		二次選考 (埼玉 [個人])

《学習内容》



- (1) オリエンテーション(全体指導)  
面接票の書き方・動画視聴・スケジュール説明
- (2) 面接票作成(個人)  
各自で作成 → キャリアサポートセンターへ提出 → 添削  
→ 7/30から使用
- (3) 面接攻略①~③(解説・協議・ワークシート + プレ模擬面接)  
面接の基本、応答の仕方、場面指導 など  
入室から退室までの所作
- (4) 面接攻略④ (最終調整 面接①~④の補完)
- (5) 個人面接①~⑥(2~3グループに分かれて面接練習)  
模擬面接(実践・振り返り・分析)
- (6) 集団討論①~④(埼玉県) ※東京・千葉の受験者にも協力してもらう  
集団討論の臨み方、心構え、模擬面接
- (7) 面接票添削①~⑥  
※午後：自主練習(学生からの希望がある場合、教員による指導)

この面接練習において表れた効果として、①面接内容に対する知識・理解を深められたこと ②学生も面接者となり質問する形態を取り入れたことにより、質問者がどのような回答を求めているか理解できたこと ③学生同士で協議したり、感想を述べ合ったりする時間を多く取り入れたことにより、学生同士の学び合う気持ちや意欲が高まったことがあげられる。

### e. 10月から12月 「実践力向上プログラム」(3年生)

令和7年度実施の卒業生へのアンケートでは、「何も分からない状況で、すぐに担任を任されてしまい、知識や技術が足りないまま授業をして子どもたちに申し訳ない。もっといろいろな先生の授業を見たいが、時間がない。」「学級経営が難しすぎる。」「自分の指導力・授業力不足を感じることが多い。」「クラスに支援を必要とする児童が多いため対応に苦慮している。」などの回答があり、不安を抱えたまま教壇に立っていることがわかる。

少しでも学んで現場に出たいという学生たちの思いに応えることを念頭におき、保育実践演習・教職実践演習の授業だけでは触れることのできなかった具体的な対応や不安について、担当の教職員からの助言を受けながら取り組んだ。

#### 第1回 10月21日

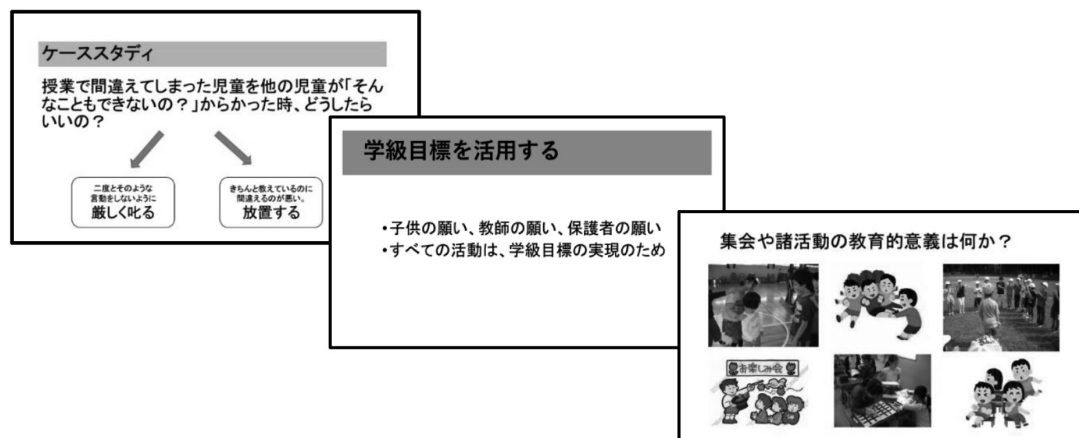
学生が现阶段で感じている教員になることに対する不安や疑問を確認した。そこでは、保護者との関わり方やいじめ問題への対応、不登校への対応、学級作りについて意見を出し合った。

#### 第2回 11月18日

第1回に協議した保護者との関わり方を中心にして、保護者会の運営方法や座席の決め方、給食の配膳時の工夫や注意点について担当教職員からの助言を受けた。

#### 第3回 12月16日

第2回を受けて、保護者会で伝える内容や伝え方、役員の決め方、理不尽なクレームへの対応、座席決めに関する配慮、給食時におけるアレルギー対応(エビパン)や机の向きなど具体的な内容で協議し、担当教職員からの助言を得た。



### f. 10月から12月 「論作文学習会」(2年生)

次年度の第一次選考(論文)に向けて、論文の構造や学習指導と生徒指導の基礎的な考えを学んだり、教員への夢やあこがれについて意見を述べ合ったりした。

#### 第1回 10月29日

小学校教員採用選考で求められる論文の構造について、担当教職員とともに合格論文を読みながら意見交換した。

## 第2回 11月26日

どのような先生になりたいか、教員に向けた自分の夢やあこがれについて、まとめてきたものを発表し意見交換した。

## 第3回 12月11日

学習指導と生徒指導で大切な理論、それらについて具体的にどのような指導を展開していくか、事前に準備してきた原稿をもとに協議した。

## V 課題

1年間を通しキャリア支援プログラムを実施し、以下の内容を課題と考えた。それらを次年度以降の改善点として検討していく。

- ・夢リア（夢Realize）は、本学のキャリア支援プログラムにおける中核となるべき取り組みであり、学習会や実践力向上に向けて教職員とともに学ぶことにより、学生同士が自主的・意欲的に取り組めるグループができるように見守っていく必要がある。
- ・学習会では、教職教養と小学校全科について取り組んできたが、学習指導要領に関しては触れることができなかった。学習指導要領総則、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間の内容理解も重要になるため、各教科の指導法の講義との関連も念頭において検討する。
- ・論作文指導では、学生同士の協議を多く取り入れ、意見や発表から気づきや発見を大切に指導する必要がある。
- ・面接指導では、面接に対する不安感がある学生や、練習時にも友人の前で自分の考えを発表することを苦手とする学生などに対して、一人一人に寄り添ったケアが必要である。
- ・実践力向上プログラムでは、教員になることに向けて、1年次の「夢やあこがれ」から3年次の「実践的学びややりがい」に繋げていくことができるように、3年次だけではなく1年次からの段階的な取り組みが必要である。
- ・個人学習では、キャリアサポートセンターの教職員へ気軽に質問に来ることができるような環境やシステムの検討が必要である。

## VI おわりに

文部科学省が令和7年12月25日に公表した調査結果では、令和7年度の全国公立学校教員の採用倍率は前年度比0.3ポイント減の2.9倍となり、一般的に人材の質を維持するために必要とされる3倍を初めて下回り、過去最低を更新した。

採用倍率については、昭和54年度以降最高であった平成12年度をピークに減少傾向が続いている。大量退職に伴う採用者の増加に受験者数が追いついていないと文部科学省は説明している。

この状況に対し、近年文部科学省は教員の労働環境の改善のほか、選考時期の早期化などの対策を自治体に促しているが、倍率低下に歯止めがかからない状況であり、教育の質の低下も大きな課題である。

小学校教員採用選考に向けて大学として大切なのは、合格のみを目的とするのではなく将来の教員としての資質・能力を総合的に育成する視点をもつことである。教職教養や小学校全科などの専門知識、論作文や面接などの試験対策を学習会のみではなく、学生たち自身が自主的・意欲的に学ぶ環境を作るとともに、教育現場で求められる教員としての実践力、課題解決力、倫理観などを様々な方法で学ぶことが重要になってくる。

そのためには、理論と教育実習を結び付けたり、学生が自ら学び続ける姿勢を身に付けたりできる支援体制を、キャリア支援プログラムを軸として整えていく必要がある。

#### **【引用・参考文献】**

- ・ 東京都教育委員会ホームページ
- ・ 令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等について（文部科学省）
- ・ 有明教育芸術短期大学ホームページ

# 「保育内容総論の授業における新たな実践～保育とICTに着目して」

今泉良一

## 要約：

本稿は、保育内容総論の授業における新たな実践として、保育・教育施設向け「ICTシステムアプリ」の操作体験を取り入れた内容をまとめたものである。このように「保育における現代的課題」について学生が自覚を高められるよう授業の工夫をするとともに、保育現場での実践力が養われるよう、今後の授業につなげていきたい。

キーワード：保育 保育者養成 保育内容総論 ICT 保育者不足

## 1. はじめに

保育者の職務内容は、「子どもの保育」をはじめ、それに伴う指導計画と教材準備や環境構成、保育後の評価、職員会議、行事運営、様々な記録、保護者対応など多岐にわたる。そのため、保育者養成においては、保育現場で求められる実践的スキルについても、授業に取り入れていく必要があると考える。2025年度、「ICTシステムアプリ」の学生向け無料体験の案内があり、3年次後期開講の「保育内容総論」において実践を試みた。

保育ICTの現状について、こども家庭庁より調査研究事業の委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業」報告書（2025）によれば、いずれかの保育ICTを導入している割合は公営が79.7%、私営が85.8%となっている。また、全体では、いずれかの保育ICTを導入している割合は84.4%と、導入率の高さが読み取れる。

それらを踏まえ、今後保育者養成に求められる内容について考察し、「保育内容総論」の今後の展望についてまとめたい。

## 2. 「保育内容総論」について

「保育内容総論」は保育士養成課程を構成する教科目の1つであり、「保育の内容・方法に関する科目」に分類される。一般社団法人全国保育士養成協議会（2023）によれば、教授内容は表1のように示されている。

表1 保育内容総論の教授内容について

＜内容＞	
1. 保育の全体構造と保育内容	(1) 保育所保育指針に基づく保育の全体構造と保育内容の理解 (2) 保育の内容の歴史の変遷とその社会的背景 (3) 子どもの発達や生活に即した保育の内容の基本的な考え方
2. 保育の基本を踏まえた保育内容の展開	[保育の基本的な考え方] ・ 養護及び教育が一体的に展開する保育 ・ 子どもの主体性を尊重する保育 ・ 環境を通して行う保育 ・ 生活や遊びによる総合的な保育 ・ 個と集団の発達を踏まえた保育 ・ 家庭や地域、小学校等との連携を踏まえた保育 等
3. 保育の多様な展開	(1) 長時間の保育 (2) 特別な配慮を要する子どもの保育 (3) 多文化共生の保育

本学では、2025年度は3年次後期に開講されるため、筆者は表1に示された教授内容を踏まえ、「保育現場で必要とされる知識・技能について、これまで学んだ内容を基に“保育とはなにか”“保育内容とはなにか”を改めて問い直し、実践力を身につける」ということを授業時に重視してきた。2025年度の主な授業内容は表2のとおりである。

表2 2025年度「保育内容総論」授業内容

授業テーマ	学生が取り組んだ具体的な内容
保育内容「健康」について研究する。	・ 基本的な生活習慣の自立に向け、具体的な場面を想定した言葉かけの方法や環境の整え方。 ・ 運動会競技の計画を立案する。
保育内容「人間関係」について研究する。	・ 谷川俊太郎の絵本『ともだち』を題材に、「ともだち」とはどのような存在か考える。 ・ 各年齢のけんかの特徴と、対応方法について考える。
保育内容「環境」について研究する。	・ 子どもの主体性が育つ理想の園庭を考える。 ・ 科学的な思考の芽生えを助長するための重力体験および数量や感覚に関することば探し。

保育内容「言葉」について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石津ちひろの絵本『なぞなぞのたび』を題材に、なぞなぞのおもしろさを体験する。</li> <li>・オリジナルの8回転しりとりを考え、保育教材を作成する。</li> </ul>
保育内容「表現」について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《むすんでひらいて》の替え歌を考え、実演する。</li> <li>・1枚の写真を見ながら、感じたことを言葉で表現する。</li> </ul>
保育における「行事」について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事に関する「意義・由来」「うた」「製作物」「絵本」について整理し、子どもたちに向けた具体的な言葉かけについて考える。</li> <li>・伝統的な行事と食文化や、伝承遊びについて調べ、実際に保育に取り入れる際の留意点について考える。</li> </ul>
保護者対応、子育て支援について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との会話の導入例について考える。</li> <li>・連絡帳の記入方法を練習する。</li> </ul>
保育における現代的課題について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs、不適切保育、接続期教育、多文化共生などのテーマに沿って、事例を交えながら考察する。</li> <li>・保育とICTについて「ICTシステムアプリ」の操作体験を行う。</li> </ul>
保育者に求められる資質・能力について研究する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者のアンガーマネジメントについて理解を深める。</li> <li>・RADWIMPSの楽曲『正解』を題材に、社会人になることを念頭に、歌詞の内容を考察する。</li> <li>・社会人になった未来の自分へ励ましの手紙を書く。</li> </ul>

上記のように、学生がこれまでに習得した知識や技術を総動員し、保育現場において実践できるよう多様な観点から学びを深めてきた。またその際には、既成概念や固定概念に縛られすぎないことを繰り返し学生に伝え、保育現場においても柔軟な対応力が養われるよう心がけてきた。

特に「保育における現代的課題について」のテーマは、保育現場の問題点とも言い換えられる。昨今は、保育者志望者の減少と合わせて、保育現場における退職者や休職者も増加している。厚生労働省（2019）によれば、「保育士として就業した者が退職した理由」について図1のように示されている。

図1 保育士として就業した者が退職した理由（複数回答）

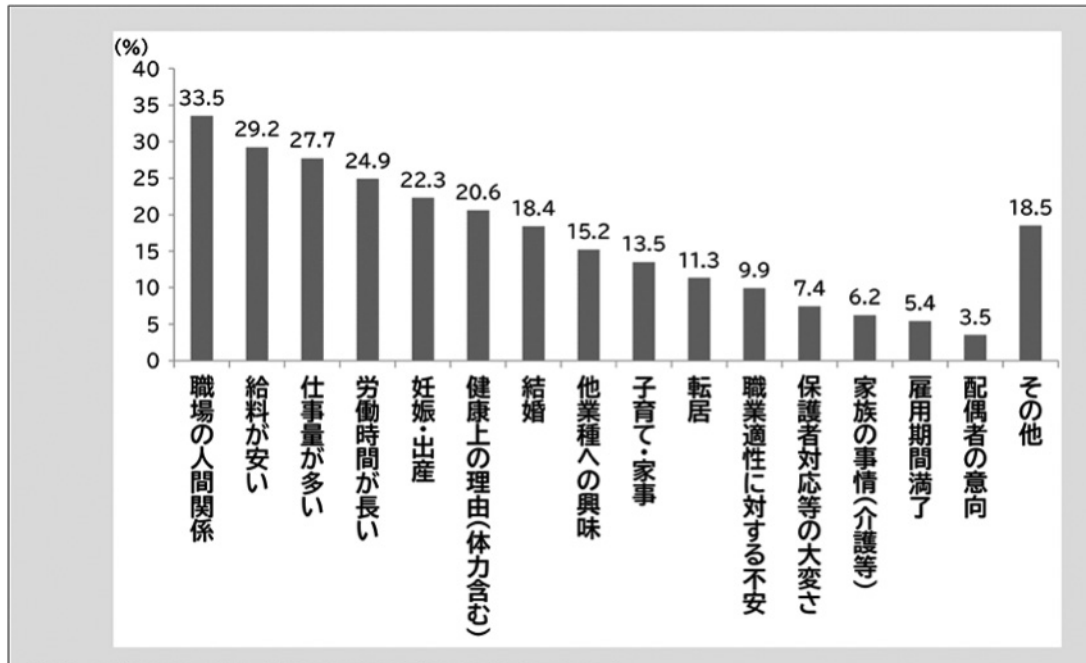


図1によると、退職理由の第3位は「仕事量の多さ」となっている。これは、本稿の冒頭でも述べたように、保育者の仕事内容が多岐に渡っていることも要因の1つと考えられる。例として、保育者の事務的な書類作成が挙げられる。保育日誌、指導計画、連絡帳をはじめとして、おたより作成、児童票や指導要録、研修会報告書など、業務負担の一部となっていると考えられる。そのため、近年では、保育者の業務負担軽減と保育・教育の質向上を目的として保育のICT化が進められている。

### 3. 実践例：保育とICT ～「ICTシステムアプリ」の操作体験について

近年、「ICTシステムアプリ」は、多くの保育施設において導入されており、指導計画や日誌、連絡帳作成などの機能も備えている。2025年度の授業では以下のように操作体験を実施した。

- 実施日程 2025年10月23日（木）
- 対象 3年生「保育内容総論」受講者約80名
- 実施背景
  - ・「ICTシステムアプリ」会社より、学生向け無料体験の案内があり実施に至った。
  - ・ゲストとして、実際にICTシステムアプリを使用している現役保育者にサポートを依頼。
- 実施内容
  1. 「保育のICT化」について「ICTシステムアプリ」の機能に触れながら概要を理解する。
  2. 各自のスマートフォンを使用し、「連絡帳」の入力を実際に操作体験する。
  3. 「保育ICT検定」について知る。

実際のアプリ操作体験では、スマートフォンの使用に慣れている学生が多いため大変スムーズに取り組むことができ、友達と談笑しながら取り組む姿が見られた。実施後の学生の声をまとめると、表3のようになる。

表3 実施後の学生の声

**【前向きな意見】**

- ・就職先がICTシステムアプリを使っているの、練習になった。
- ・使いこなすまで時間がかかると思っていたけど、簡単にできた。
- ・今後、どの職業においてもICTに触れていくと思うので、今日の学びを生かしていきたい。
- ・記録簿の負担を減らせることを学んだ。
- ・ICTシステムアプリを使うことで、業務の効率化が図られ、子どもとかかわれる時間が増えると思った。
- ・保育ICT検定を受けてみたいと思った。

**【課題となる意見】**

- ・とても便利な機能であることが理解できたが、自分自身は温かみのある文章を書けるようになりたいと思った。
- ・簡単に書き込むことができるからこそ、情報の選択が必要だと思った。
- ・実習先でも使用していたが、ICTとアナログとうまく両立出来たらよいと思う。
- ・便利だが、アプリに不具合が生じたら仕事ができないかと思った。
- ・ネットリテラシーについてもしっかり学んでいく必要があると思った。

このように、学生ははじめて「ICTシステムアプリ」を体験したが、授業後の振り返りコメントでは、ICT化の効果や課題についても考察でき、それぞれ関心を示していた。ICT化が進むことにより、保育現場における業務負担軽減の面では、離職防止の効果も期待できる。ただし、不適切な表現、誤字脱字を防ぐ意味では、基礎的な国語力はもちろんのこと、保育の専門性の向上が求められる。

#### 4. おわりに

本稿では、「保育内容総論」の授業実践を踏まえ、「ICTシステムアプリ」の操作体験において得られた学生の学びについて述べた。これらの事例を考察し、まとめとしたい。

1つ目に、今後、保育現場におけるICT化は広まっていくと思われるため、最新の動向に着目し、学生に伝えていくことが求められてくると考える。書類作成等に苦手意識を抱く学生にとっては、簡便に操作しやすいこともあり、業務への不安が軽減されることにつながるのではないだろうか。ただし、指導計画立案や、連絡帳入力においては、基礎的な学力や保育の専門知識はもちろんのこと、相手の立場に立った考え方、自ら問題解決する姿勢、そして正常な思考・判断ができるよう心身ともに健やかであることが肝要である。

2つ目に、保育現場では絶えず状況が変化していることに鑑み、社会的背景を踏まえながら「保育内容総論」の授業内容を組み立てていくということである。保育における現代的課題の1つとし

て、保育者の人材不足、離職者の増加などが挙げられる。それらを防ぐための手立てについて保育者を志望する学生自身も考え合い、業務の効率化も含め意識を高めていくことも必要であると考え

る。  
これらの内容を「保育内容総論」の授業に組み入れていく工夫を試み、今後の授業実践につなげていきたい。

#### **【引用・参考文献】**

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2025）「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業」報告書
- ・一般社団法人全国保育士養成協議会（2023）「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」
- ・厚生労働省（2019）「保育士として就業した者が退職した理由」

論 文

《実践報告》



# 2025年度実践教育研究会実施報告書

## 子ども教育実践総合センター

山田 麻美子

令和7年度実践教育研究会は令和8年1月16日（金）18時より実施した。

テーマは「保育者・教育者養成校と現場の連携～保育者・教育者を目指す人が知っておきたいこと～」であった。情報提供者として現場から5名の先生方をお招きして行った。学生は35名が参加した。各グループ記録の報告を以下に記す。

### [グループ1記録]

情報提供者：江東区立有明小学校 副校長 和田直己先生

本学参加者教員2名・学生7名

### [質疑応答]

・実習に行った際に双子が2組在籍していた園があり、それぞれ違うクラスになっていた。どのようなクラス分けをしたのか疑問に思った。また、双子の中でも発達の違いがあるように見受けられたが、その場合はどのようにするのか。→双子の場合は親の希望も入れて組分けする。クラスが別だとそれぞれのクラスで子どもの様子がわかりやすいが、教員の指導内容を保護者が比べてしまうこともある。目当てが個人によって違うので、指導に工夫が必要になる。個に応じた指導がうまくいかないと、教員への信頼がくずれてしまう場合がある。

・先生方はどの程度ピアノが弾けるのか。どのような時にピアノが必要か。→教員はみな弾けるわけではない。また、弾ける教員でも子どもの様子を見て弾くことが難しい場合は別の音源を使用する教員もいる。学年間でカバーし合ったりすることもあるが、ピアノのみにこだわらなくてもよいのではないかと。自分の特技を生かしてほしい（ギター・歌など）。

・保育体験で「人見知り」などで距離をおかれる場合がある。どのような声掛けをすればいいか。→無理やり距離を詰める必要はないと考える。子どもの思いもあるだろうし、何らかの反応があれば、それをきっかけに理解するようにする。子どもの言い分をよく聞いて、信じてくれるように導いていく。

・小学校の先生は授業など以外にこんなことができたらいいなということがあがるか。コミュニケーションが必要と思うが、書類の作成などどんな能力が必要か。

・子どもたちと関わる中で、子どもたちの言葉遣いが悪くなることがあるのか。学級運営の難しさはどのようなところにあるか。→教員に必要なこととして、子どもにわかりやすい工夫をする。子ども（相手）の様子を見抜く力が必要である。教員同士では相手からのアドバイスをうまく取り入れるようにする。更に、得意なことがあると良い。教員への尊敬の念があるとコミュニケーションがうまくいく。子どもと関わるきっかけ作りをする。子どもたちに理想を求めすぎない。できること、できたことを尊重する。相手の気持ちがわからないと指導が押し付けになることもある。教員も完全な人間ではないので、ありのままの姿を見せ、教員の経験を語るようにする。

・子どもたちと一緒に給食を食べる時、教員に好き嫌いがある時はどうなのか。→例えば、「先生もトマトは苦手だけど、一口食べてみよう」と一緒に食べる。教員も同じ気持ちだという安心感を持たせる。

・アレルギー対策についてはどうか。→予め食材の一覧を配布し、その子に応じた除去食（一部除去のものもある）を個別に配食している。アレルギーだけではなく、宗教上の問題で食べられない食材がある。除去食を準備するが、対応しきれない場合は弁当を持参させることもある。子ども自身にも自覚をさせ、他の子どもたちにも理解させるようにする。

・大学時代にやっておいた方がいいことは何か。→授業以外の楽しい話ができるといい。勉強だけでなくいろいろな経験や特技を持つようにする。何気ない日常の話や面白い話、教員の経験談、子どもの頃の失敗談なども現場に出た時に聞かせるようにする。子どもたちはそれらのことにより家庭で教員の話をするきっかけになる。教員の人間らしい様々な話題が子どもの心をつかむきっかけとなり親との信頼関係にもつながる。

## [グループ2記録]

情報提供者：江東区立有明西学園 校長 井熊 豪先生

本学参加者教員3名・学生6名

### [質疑応答]

第2グループは江東区立有明西学園の井熊豪校長先生をお迎えして小学校教員を目指す学生を中心に話を伺った。有明西学園は義務教育学校※として2018年に開校した比較的新しい学校である。まずは有明西学園の特徴である義務教育学校についてのお話から始めていただいた。グループ内でも義務教育学校についてはあまり認知されていなかったので義務教育学校のメリット、デメリット、一般校との違いについてなど、さまざまな質問が出た。内容は以下のようなものである。

・質問

①中学校の免許、または両方の免許がなくても勤務できるのか？②小学校、中学校の教員の関わりや子ども同士の関わりや活動はどのようになっているのか、③担任の先生は教科担任制なのかなどの質問があった。

・回答

①小学校のみ、または中学校のみの免許を持つ先生も多くいらっしゃる②小学校1年生から9年生（中学3年生）までの縦割り活動があり、縦割りの遊びの時に6年生がリーダーとして9年生は下級生をフォローする力を身につけているということや小学校6年生で少し態度が悪かった生徒も決めつけた見方をせず見守っていたところ中学生になってリーダーシップのとれる生徒になったなど、児童生徒の成長を長期のスパンで把握することのできるメリットがある。同時に小学校、中学校の隔たりが少ないことなどもあげられる。③小学校高学年から教科担任制で行われている。

さらに、学生からはインターンシップやボランティア活動の受け入れや関わりについて、また日常の教員の在り方や勤務体制などについてなど積極的な質問などもあり、義務教育学校についての認識が深まった。

※義務教育学校：2016年に制度化からされた小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校種。義務教育学校校長は一人で、有明西学園は小学校、中学校が併設されているがそれぞれの校長がいる点などで異なっている。

### [グループ3記録]

情報提供者：江東区立豊洲幼稚園 園長 福原 良子 先生

本学参加者教員2名・学生7名

#### 【情報提供者の保育方針や園のお話】

- ・保育者である自分自身も「個性が輝く、楽しく学べる」であることをキャッチフレーズにしている。
- ・子どもとたくさん一緒に遊ぶことが大切。教えなきゃではなく、一緒にいて楽しいかが大事である。教育の原点を子どもから教えてもらった。
- ・子どもと大人の関わりは難しいに決まっているので、うまくいけばラッキーというスタンスでいることが必要。

#### 【質疑応答】

- ・実習中、子どもが大泣き。担任不在の時、どう対応すればよいか。→大人だって感情が落ち込んでいるとき話せない。水を飲んだり、一呼吸おいてからどうしたのと聞く。
  - ・片付けしてと言っても言うことを聞いてくれないときの言葉かけはどのようにすればよいか。→次にいかに楽しいことが待っているかを伝えて、片付けの意味を理解させる。
  - ・認定子ども園と幼稚園のちがいは何か。→幼稚園1号認定、認定こども園1号2号両方いる。幼稚園の預かり保育時間が延びているので違いがみえづらくなっている。
  - ・自分が泣くのをうるさいと言われて育ったので、子どもにもそういうことを言ってしまうそうだがよいか。→やってもらったことしか子どもにできないということはあるけど、自覚があれば止めようとする手立てができる。
- 親には自覚がない人がいる。
- ・同じことをやってもうまくいかない（静かにならない等）実習生と保育者のちがいを知りたい。→つきあってきた時間の長さでちがいが生まれる。ファンをいっぱい作ることだと考える。
  - ・全体を見ることと個別の関わりとのバランスはどのようにすればよいか。→あわてない。一人と遊びながら全体を見る。
  - ・保育の道になぜ進んだのか。→小学校の音楽の先生を目指したが、受からなかった。幼稚園の先生は何でもできる。教科書がない。自分の好きなことでアプローチできることが魅力である。
  - ・インターン生と実習生の違いは何か。→インターンは職員の一人として扱う。他の職員と同じで、その日、その時の状況に応じて担当に入る。

### [グループ4記録]

情報提供者: YMCAオリーブ保育園 園長 矢野久美先生

本学参加者教員2名・学生8名

#### 【質疑応答】

「保育の現状と伝えたいこと」

子どもの世界は無限であり子どもから学ぶ姿勢を芯に持つ。若いほうが長けている。子どもが評価してくれる。20代は別の仕事についていてお金はあったがむなしかった。保育士がキラキラして見えた。アルバイトから現場に入り、国家資格を取り保育士の仕事を行った。去年61歳で退職し、嘱託として働いているが子どもたちが導いてくれる。ゆだねるだけだと感じる。

- ・YMCAの特色

愛・キリスト教保育。「今の時を喜びをもって生きる」

- ・3月に実習があるが気を付けたいことは何か。→一緒に走る・笑う。自信を持って臨むこと
- ・保育士になると現場での連絡帳が不安だがどうすればよいか。→うまい先輩の文章をまねする。保護者にまず共感し、具体的なことを書く。お母さんに伝わるようなエピソードを一つ持つ。家庭とつながり、信頼を得る。
- ・保護者対応で一番大事なことはどのようなことか→笑顔が大事。お母さんが返ってくるときにニコニコする。上手な人を見習う。
- ・日誌が不安だがどうすればよいか。→エピソード記述が大事。子どもが楽しそう、ほめて伸ばす。実習でほめることを心掛ける。居場所づくりが大事。実習は我慢しない。自分に合う雰囲気は入った瞬間にわかる。
- ・年長者との距離感がつかめないがどうすればよいか。→こちらから無理に近づくことはない。
- ・保育観が違おうと実習中に言われたがどうしたらよいか。→まきこまれない。自分をしっかり持つ。ケンカしない。子どもにとっていいことをする。子どもが判断する。大人のゆがんだ保育観を押し付けない。

## [グループ5記録]

情報提供者：アスクもんなか保育園 園長 佐藤宏美先生

本学参加者教員2名・学生10名

## [質疑応答]

- ・保育実習(0～2歳児)への不安があり、どのように関わればよいか分からない。→子どもは自然と近寄ってくるため、まずはその子を受け止め、にこやかに声を掛けることが大切である。手がきれいだね、など何気ない言葉からでも十分なコミュニケーションになる。硬くならず、肩の力を抜いて関わるのが大切である。興味があると子どもは自然と寄ってくる。0・1歳児は言葉でのやり取りが難しいため、行動や表情をよく見て関わるのが重要であり、笑顔でいることが大切である。
- ・実習経験がなく、具体的なイメージがもてず不安。→最初は誰でも初めてであり、実習に来てくれるだけで現場は嬉しい。実習を通して、子どもがかわいい、もっと学びたいと感ずるかどうかなを見つけていけばよい。
- ・保育ボランティアでは同じ園での経験が多く、新しい園に行く際気を付けておいたほうがよいことは何か。→園によって規模や雰囲気は大きく異なるため、まずは子どもの目線に合わせる事が大切である。名前を聞いたり、同じものを見つけて共感したりすることから関係づくりが始まる。
- ・3歳児におすすめの絵本について。→繰り返しのある絵本がよい。個人差が大きいため、物語を先取りしすぎず、全体が理解できる内容が望ましい。例としては「どうぞのいす」「くれよんのくろくん」「おつきさまこんばんは」などが考えられる。
- ・保育園は幼稚園と比べて自由な印象があり、部分実習をどう進めればよいか。→2歳後半頃からは、活動の導入は全体に投げかけつつ、興味のある子が参加する形がよい。興味の温度差があるため、無理に一斉で行う必要はないが、最終的には全員が経験できるような声掛けや誘いが大切である。年齢が上がると先生に集まるため、小グループでの活動にするなど工夫が必要である。
- ・責任実習で緊張していることが伝わると言われたがどのように考えると良いか。→自分がやらなければならないと思うほど緊張しやすいため、導入ではゲームや歌など、子どもが興味をもて、

一緒に楽しめる活動から始めるとよい。指導案通りにいかないことは多く、イレギュラーな場面では一人で抱え込まず、周囲の先生に助けを求めることが大切である。

・4月から保育園に就職予定であり、どのような人材が求められるか。→最初から多くを求めているわけではなく、まずは楽しく働いてくれることが大切である。目の前の子どもと向き合い、関係性を築くことから始めてほしい。楽しんで働くことで、自然と子どもにもよい関わりができるようになる。けが等の初期対応については、経験を重ねることで視野が広がり、予測ができるようになる。状況を把握し、説明できることが大切であり、自分が見られる範囲を理解しておく必要がある。

・保育者として大切にしていることは何か。→子どもを中心に考え、やらされるのではなく、自分で選び、やりたいことに取り組める環境を大切にしている。→行事は行事のために行うのではなく、日々の遊びの積み重ねの中からつながっていくものと考えている。過程を大切にすることで、子どもも大人も無理なく取り組める。

・卒園式に向けた取り組みについて伺いたい。→子ども会議を行い、子どもたちの思いを聞きながら内容を考えている。大人も子どもも主体的に関わることを大切にしている。→3・4・5歳児については、写真付きの活動記録を配信しており、過程や成長を伝えている。

・新卒職員は何歳児クラスを担当することが多いか。→複数担任のクラスに配置し、先輩の姿を見ながら学べるようにしている。無理をせず、最初は甘えながら成長してほしい。複数の子どもに同時に声を掛けられた際の対応について。→今対応していることを伝え、必ず行くと安心させる声掛けが大切である。不安が泣きにつながることも多い。

・幼稚園実習前にやっておくとよいことについて。→園のカリキュラムにもよるが、子どもたちと元気に遊ぶことが一番大切である。

・職員との付き合い方について不安がある。→無理をせず自然体で関わる大切であり、日常会話も含めて少しずつ関係を築いていけばよい。

・声掛けのレパトリーを増やす方法について。→子どもの行動や気持ちに共感し、繰り返して言葉にするだけでも十分である。言葉の多さよりも、子どもを理解しようとする姿勢が大切である。

→受け止めること、子どもと同じ視線で見ること、同じ気持ちになることが声掛けにつながっていく。



# 2025年度「子どもたちと共に」活動報告

伊藤菜々子

## I はじめに

本学では、1年次の「子どもと表現」、および2年次の「音楽Ⅱ」の授業において、音楽教育における実践的な取り組みとして、「子どもたちとともに」を実施した。本行事は、2013年度より継続して開催されており、近隣の保育園・幼稚園の子どもたちを招き、学生が授業で培った表現活動の成果を発表する機会として位置付けられている。

2025年度は、1年次必修科目「子どもと表現」履修者全員と、2年次「音楽Ⅱ」履修者の有志学生を中心に実施した。本稿では、2025年度「子どもたちとともに」の実施概要と活動の成果について報告する。

## II 2025年度「子どもたちとともに」概要

2025年度「子どもたちとともに」は、2026年1月29日（木）10:00～11:00、本学ホールにて開催された。当日は、近隣保育園より3歳児49名、4歳児68名、5歳児101名、合計218名の園児と約30名の先生を迎え、学生による多様な演目を披露した。プログラムは以下の通りである。

ピアノ連弾	「アンダー・ザ・シー」
エプロンシアター	「北風と太陽」、「三匹の子ぶた」
歌唱	「おもちゃのチャチャチャ」、「にじ」、「ビリーブ」
三味線合奏	「ディズニーメドレー」
音楽劇	「ブレーメンの音楽隊」
手遊び	「グーチョキパーで何つくろう」、「はじまるよ」
ダンス	「ジャンボリーミッキー」

音楽劇「ブレーメンの音楽隊」は1年生が中心となり、2年生は連弾、エプロンシアター、三味線合奏、手遊び、司会進行などを担当した。歌唱およびダンスについては1・2・3年生の有志が行った。

さらに、当日は子ども係を15名配置し、園児の誘導を行うなど、安全面および円滑な運営にも配慮した。

## III 活動の成果

当日は、園児たちが歌や手遊びに積極的に参加し、学生の呼びかけに大きな声で応える元気な姿が多く見られた。学生にとっては、子どもたちの反応を直接感じながら表現する経験となり、実践的な学びの機会となった。

音楽劇「ブレーメンの音楽隊」では、1年生にとって初めての大規模な発表の場であり、学年全体で協力して作り上げた取り組みであった。キャスト、音楽隊、大道具・小道具、衣装、音響・照

明などの役割を分担し、それぞれが責任を持って準備を進めた。また、歌唱の場面では1年生全員が参加し、舞台全体として一体感のある表現を目指した。準備段階では、子どもに分かりやすく伝えるための声量や間の取り方、動きの工夫について検討を重ね、練習に取り組んだ。本番では緊張しながらも互いに支え合い、協力して発表をやり遂げる姿が見られた。実際の子どもの反応を受けることで、伝わる表現とは何かを具体的に考える機会となっていた。

また、2年生は連弾やエプロンシアター、三味線合奏、司会進行などを担当し、舞台全体を支える役割を担った。2年生はすでに幼稚園実習を経験しており、子どもたちの前に立つことへの意識や関わり方にも成長が見られた。子どもの反応を予想しながら間を取る姿や、分かりやすい言葉選びを心がける様子からは、実習での学びが活かされていることがうかがえた。

協力して一つの行事を作り上げるという経験は、教育現場において求められる協働性や責任感を養う機会となった。

#### Ⅳ まとめ

2025年度「子どもたちとともに」は、218名の園児を迎え、1年生の音楽劇発表と2年生の演奏・表現発表を軸として実施された。学生は音楽表現を通して子どもと直接関わる中で、伝えることの難しさや楽しさを体験することができた。

本活動は、単なる成果発表会ではなく、実際の教育現場を想定した実践的な学習の場である。今後も、子どもとの関わりを大切にしながら、より充実した教育実践へと発展させていきたい。

# 資 料

子ども教育実践研究 編集要項  
子ども教育実践研究 執筆・投稿要領  
子育て事業における研究等に関する行動規範



# 子ども教育実践総合センター紀要編集要項

子ども教育実践総合センターが紀要（以下、「紀要」という。）の編纂にあたることとし、以下の要項に定めるところによるものとする。

## 1. 名称

有明教育芸術短期大学 子ども教育実践総合センター 実践教育研究紀要

## 2. 目的

本紀要は、子ども教育学科の教育実習・保育実習に関する教育及び地域貢献・社会貢献に資することを目的とする。

## 3. 投稿資格

- (1) 本学の教職員（非常勤講師を含む）。
- (2) その他、編集委員会で認められた者。

## 4. 掲載区分

本紀要の掲載区分は、「研究論文」、「研究ノート」、「実践報告」、「その他」とする。各論文の執筆は、子ども教育実践総合センター執筆・投稿要領の様式に従って原稿を作成すること。

## 5. 編集委員会

- (1) 編集委員会はセンター所員5名で構成する。
- (2) 本委員会に委員長をおき、センター長をもってあてる。

## 6. 投稿原稿審査

- (1) 委員長は投稿論文審査のための査読者を委嘱する。
- (2) 査読者は所定の期間内に査読結果を編集委員会に報告し、論文の採否は編集委員会が決定する。

## 7. 著作権

- (1) 委員会が編集発行する紀要の編集著作権は、子ども教育実践総合センターに帰属する。
- (2) 紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。
- (3) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉棄損、その他の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作者の責任において処理する。

## 8. 電子化について

投稿者が電子化による公開を許諾している論文に限り、委員会が適正と認めたネットワーク上のウェブサイト、電子メディア等において公開できるものとする。

## 有明教育芸術短期大学 子ども教育実践研究執筆・投稿要領

有明教育芸術短期大学子ども教育実践研究紀要の執筆・投稿に関する要領については、以下の通りとする。

1. 論文は、執筆者自身による未発表のものとし、学会誌、他の研究紀要などへ投稿した原稿（審査中のものを含む）は認めない。
2. 筆頭執筆者は1人1編とする。ただし、共著論文の第2執筆者以降の場合にはこの限りではない。
3. 共著論文は、分担執筆者を明記することを原則とする。
4. 論文の区分は、「研究論文」「研究ノート」、「実践報告」「その他」とする。
5. 受理された論文の大幅な修正は認めない。
6. 論文の構成は次のとおりとする。
  - (1) 表題（和文）
  - (2) 著者名（和文又は英文）
  - (3) 要約（和文又は英文）
  - (4) 本文（和文又は英文）
    - ①序論 ②研究目的 ③方法 ④結果 ⑤考察 ⑥結論
  - (5) 脚注・参考文献・引用文献
7. 原稿の様式
  - (1) 論文は、紀要編集委員会が定める書式（A4用紙 36行×40字、10.5ポイント、横書き）にしたがって、原則としてワードプロセッサによって作成し、手描きは認めない。なお、数字は半角とする。
  - (2) 論文の長さは、和文14,000字以内とし、タイトル、図、表、写真もこれに含める。その範囲を超える場合には執筆者の実費負担とする。
8. 写真、図像等の掲載
  - (1) 論文に写真を掲載する場合は、あらかじめ被写体に掲載の許可を得ることとし、著者においても同様とする。
  - (2) 刊行物に掲載されている写真や図像等を引用する場合は、あらかじめ著作権者に掲載の許諾を書面で得ることとし、その出典を明記する。
9. 原稿の提出  
執筆を認められた者は、執筆・投稿要領に基づいて作成した印字原稿2部および記憶媒体を期限内に本センター長に提出するものとする。なお前者を正とし、後者を副とする。
10. 論文校正、印刷  
査読後の校正は執筆者の責任において行い、印刷は編集委員会に一任するものとする。

# 子育て支援事業における研究等に関する行動規範

有明教育芸術短期大学 子ども教育実践総合センター（以下、センターという）は、センターが実施する子育て支援事業における研究等に関する行動規範を次のとおりとする。

## I. 研究者の行動規範

研究者は、センターが運営する子育て支援事業に研究・調査を依頼することができる。

### 1. 研究者の定義

研究者とは、有明教育芸術短期大学の教員（以下、教員という）と、センターが認めた学外の教員または関係者をいう。また、教員の指導のもとにセンターで研究を行う本学学生を含む。

### 2. 守秘義務

研究者には守秘義務があり、研究・調査において知りえた情報を他に漏らしてはならない。なお、研究・調査が終了した後も同様とする。

### 3. 研究・調査の実施に関する留意点

#### (1) 子育て支援参加者に対する留意点

##### ①研究に関する説明

研究を行うにあたり、子育て支援参加者（以下、参加者という）に対し、研究の目的、方法、個人情報への配慮、資料の取り扱い等について説明し、同意を得る。

##### ②情報の開示

参加者が研究の状況、調査資料等の開示を求めた場合、開示する。

#### (2) 資料の取り扱い

①調査で得た資料（質問紙、映像、メモ等）は、研究の目的以外の目的に使用しない。

②映像資料（写真、ビデオ）を発表する場合、事前に該当する映像について参加者に確認し、許可を得るものとする。

### 4. 研究・調査の依頼と手順

研究・調査の依頼とその手順は別に定める。

## II. 所員の行動規範

### 1. 守秘義務

子ども教育実践総合センター所員（以下、所員という）には守秘義務があり、研究者および参加者について知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、所員を辞した後も同様とする。

### 2. 参加者への説明

所員は、研究・調査実施について事前に参加者に説明し、研究・調査について理解が得られるよう配慮する。

### 3. 研究者から提出された資料等の取扱い

- (1) 提出された資料等は、個人情報であるため開示しない。
- (2) 提出された資料等は、研究・調査等の終了後1年間保管する。
- (3) 保管期限が過ぎた資料等は処分する。

### 4. 研究・調査の受理

研究・調査の受理と実施に関する手順は別に定める。

## Ⅲ. 規範の改変等

### 1. 規範の改変

この規範の改編は子ども教育実践総合センター会議によって行い、教育研究運営会議の承認を得るものとする。

附則

この規範は平成21年4月1日より施行される。

附則

この規範は平成23年10月1日より施行される。

## 研究・調査の依頼と手順

研究・調査の依頼と実施手順	研究・調査の依頼へのセンターの対応
<p><b>○依頼書の提出</b> 研究者はセンター指定の「子ども教育実践総合センター 子育て支援事業における研究・調査の等依頼書（以下、依頼書）」に必要事項を記入し、センターに提出する。 ※学生が研究・調査を実施する場合、指導教員が依頼書を提出する。</p> <p><b>○調査の実施</b> 研究・調査の開始時に、子育て支援事業参加者（以下、参加者）に研究・調査の目的、方法、資料の取扱い等について説明し、同意を得る。 ※調査に関わる準備および資料の配布や撮影等は研究者自身が行う。</p>	<p><b>○依頼書の審議</b> センターは、提出された「子ども教育実践総合センター 子育て支援事業における研究・調査の等依頼書（以下、依頼書）」をセンター会議において審議する。 ※依頼書の記載内容に不明な点があった場合、研究者に確認することがある。</p> <p><b>○受理と通知</b> 依頼書受理後、研究者に通知する。  ※研究・調査が長期に及び場合、子育て支援事業参加者（以下、参加者）への研究・調査に関する説明書の提出を求めることがある。 ※依頼内容が観察や建学の場合、その人数を制限する場合がある。</p>
研究・調査の報告手順	研究・調査報告へのセンターの対応
<p><b>○報告書の提出</b> 研究者は研究・調査の終了後、「子ども教育実践総合センター事業における研究報告書（以下、報告書）」に必要事項を記入し、センターに提出する。 ※参加者に書面をもって報告する。書式は自由とする。</p>	<p><b>○報告書の確認</b> センターは、提出された「子ども教育実践総合センター事業における研究報告書（以下、報告書）」をセンター会議において確認する。</p>

## ○令和7年度子ども教育実践総合センター構成員

《センター長》

山田麻美子

《センター所員》

深澤 瑞穂

信太 朋子

今泉 良一

伊藤菜々子

## ○編集後記

有明教育芸術短期大学子ども教育実践総合センター『子ども教育実践研究』第9巻の発行を迎えることができました。発刊にあたりご協力いただきました先生方には厚くお礼申し上げます。第9巻においては3本の研究論文、実践報告2本の投稿がございました。質の高い充実した内容の研究紀要が出来上がったと感謝しております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今年度は学生の学び及び地域貢献行事の一環として、12月に近隣のマンションクリスマスコンサートへの参加、1月に実践教育研究会の開催、1月末には「子どもたちとともに」の開催などの行事を行うことが出来ました。ご協力頂きました保育・教育現場の先生方、園児の皆さま、地域の皆さま方に心より感謝申し上げます。

子ども教育実践総合センターは今後も引き続き地域社会の課題にともに向き合い、学生ともども出来る限りの活動を実践してまいりたいと考える所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

有明教育芸術短期大学 子ども教育実践総合センター長

山田麻美子

発行者 有明教育芸術短期大学子ども教育実践総合センター

令和8年3月31日 発行